

資 料

〔金融・証券税制〕

目 次

・ 平成15年度における税制改革についての答申（抄）	1
・ 金融・証券税制の見直し案（概要）	2
・ 配当課税の見直し案	3
・ 公募株式投資信託課税の見直し案	4
・ 株式譲渡益課税の見直し案	5
・ 特定口座制度の改善・簡素化	6
・ 金融・証券税制の見直し案（全体像）	7
・ 配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し案	8
・ 配当割（仮称）及び株式等譲渡所得割（仮称）の概要	9

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）
—あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕
〔政府税制調査会〕

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

四 資産課税等

4. 金融・証券税制

少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、より重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配慮すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、「貯蓄から投資へ」といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。

平成 15 年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

金融・証券税制の見直し案（概要）

見直し措置Ⅰ

- ・ 上場株式等の配当
 - ・ 公募株式投資信託の収益分配金
 - ・ 上場株式等の譲渡益
- ⇒ 20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入

（考え方）

- ・ 将来の「利子・配当・株式譲渡益の課税の一体化」に向けた措置
- ・ 投資家利便向上のため、源泉徴収のみで納税を完了できる仕組みの導入（申告不要）

措置内容（概要）

【配当】

- － 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉徴収による申告不要制度の導入
- － 配当割（5%）の創設（地方税）

【公募株式投資信託】

- － 償還（解約）損と株式譲渡益との通算

【株式譲渡益】

- － 特定口座の改善・簡素化（実額源泉分離課税の実現）
- － 株式等譲渡所得割（仮称）の創設（地方税）

見直し措置Ⅱ

ただし、当面の優遇措置として
今後5年間は10%の優遇税率を適用

（考え方）

- ・ 「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化
- ・ 分かり易く簡素な優遇措置の導入

措置内容（概要）

【配当】 H15.4～H20.3

【公募株式投資信託】 H16.1～H20.3

【株式譲渡益】 H15.1～H19.12

⇒ 税率10%（国税 7%、地方税 3%）

配当課税の見直し案

【現 行】

区 分	概 要	
	所 得 税	住 民 税
利益の配当・剰余金の分配等	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	
	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税

(注) 総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率	所得税	住民税
・課税所得金額が1,000万円以下の部分	10%	2.8%
・課税所得金額が1,000万円超の部分	5%	1.4%

【見直し案】

(大口以外の上場株式等)

所得税・住民税
20%源泉徴収 (申告不要)
※ 1. 所得税15%、住民税5% 2. 総合課税(配当控除適用)の選択可

今後5年間 (H 15.4 ~ H 20.3)
 源泉徴収税率 20% → 10%

公募株式投資信託課税の見直し案

【現行】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税 (利子並み課税)	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託	原則総合課税	申告分離課税
ETF等		
上場株式等		

【見直し案】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税 (利子並み課税)	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託	20%源泉徴収 (申告不要) (注)	申告分離課税
ETF等		
上場株式等		

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【現行】

- ① 収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)
- ② 償還(解約)損 の通算不可

【H16.1~】

- ① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収(申告不要)

↓
 H16.1~H20.3
 源泉徴収税率 20% → 10%
- ② 償還(解約)損 と 株式譲渡益 との通算可

株式譲渡益課税の見直し案

【現行：昨年度改正までの決定事項】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 17年末までに譲渡

- ・ 1年超保有上場株式等 税率10%
- ・ " 100万円特別控除

H 14年末までに購入

- ・ 1,000万円非課税措置

【見直し案】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 15. 1 ~ H 19. 12

- ・ 上場株式等の税率

20% ⇒ 10%

(注 1) 「1年超保有上場株式等に対する特例」は廃止
(注 2) 「1,000万円非課税措置」は存続

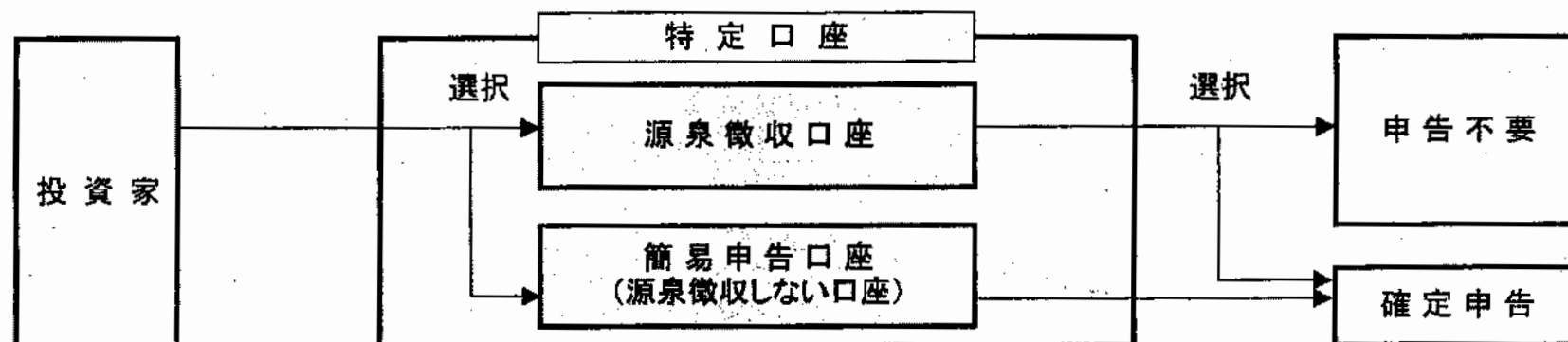
特定口座制度の創設

特定口座制度の改善・簡素化
(源泉徴収口座)

「実額」源泉分離課税の実現

- ・ 源泉徴収方式の改善
- ・ 「ダンス株」の受入れ
- ・ 「年間取引報告書」の省略

特定口座制度の改善・簡素化



○ 源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了(申告不要の実現)

- ・ 源泉徴収方式の改善(年間分一括納付方式への変更)
- ・ 地方税でも源泉徴収(特別徴収)の仕組みを採用(平成16年1月～)

○ 「タンス株」(自己保管上場株式等)の受入れ(平成15年4月1日から平成16年12月31日まで)

- ・ 取得価額は、**実際の取得価額** と **平成13年10月1日の終値の80%** の選択
 ⇒ 平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、事実上、特定口座にタンス株を含めた全ての上場株式等を、実際の取得価額又はみなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)で入れられるようになる。

○ 「年間取引報告書」の省略

- ・ 源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」について、税務署等への送付を取り止め

金融・証券税制の見直し案(全体像)

	15.1	16.1	20.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税(26%)	10% { 所得税: 7%の源泉徴収(申告不要) 注) 住民税: 3%の配課決定	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)

※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用

(注) 15年1～3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

	15.4	16.1	20.4	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 10%、住民税: 非課税)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

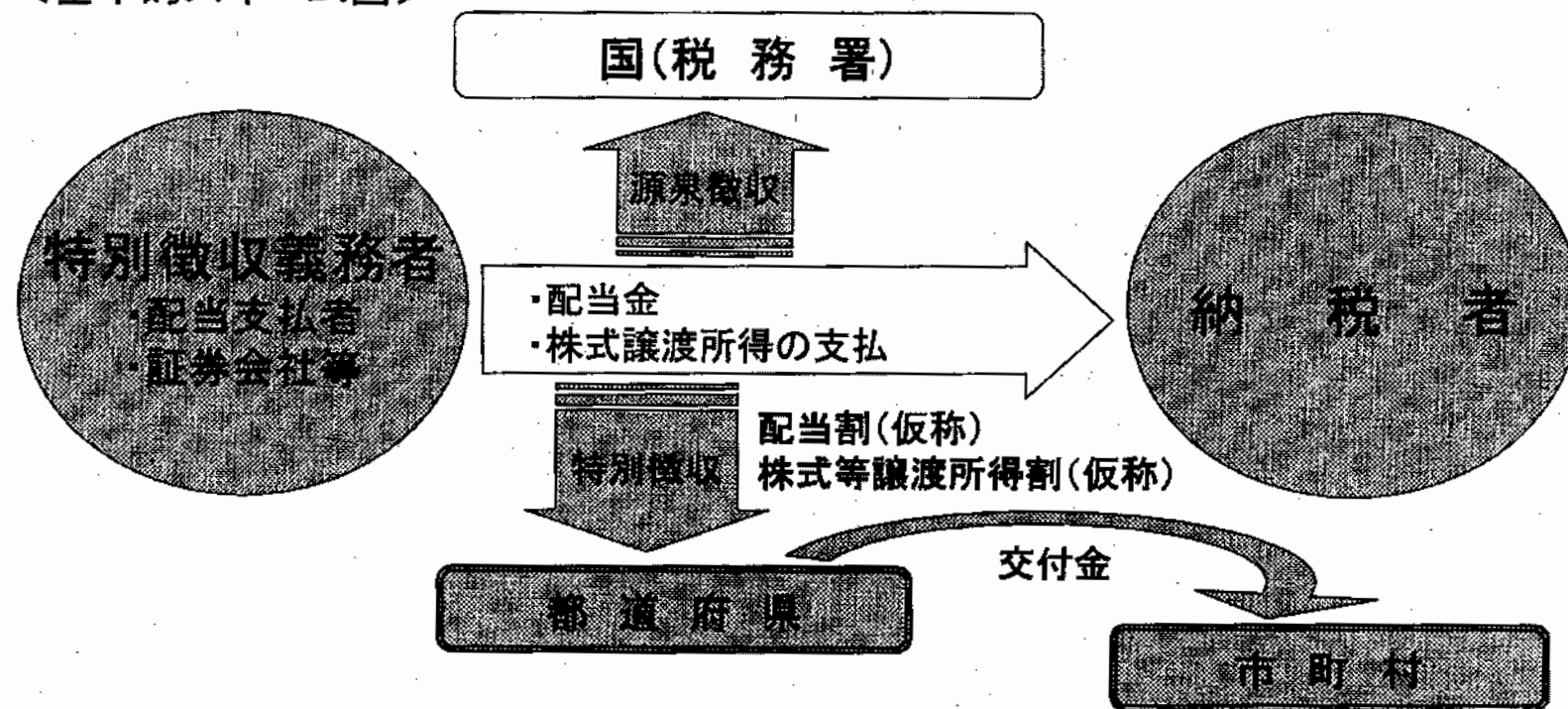
	16.1	20.4	
公募 株式投資信託	20%の源泉分離課税 (所得税: 15%、住民税: 5%)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)
	<償還(解約)損の通算不可>	償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	

(注) 16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可

配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し案

- 1 上場株式等の配当及び特定口座内の株式等譲渡所得について、特別徴収(「源泉徴収」)制度を導入する。

<基本的スキーム図>



税率は5% (平成16年1月～平成20年3月までの配当及び平成16年1月～平成19年12月までの源泉徴収口座内株式譲渡所得については3%の軽減税率を適用)。

- 2 施行時期は平成16年1月

(注) 申告があった場合は、税額精算・還付(所得税と同様)

配当割（仮称）及び株式等譲渡所得割（仮称）の概要

	配 当 割	株 式 等 譲 渡 所 得 割
①課税主体	都道府県	
②納税義務者	都道府県内に住所を有する個人で一定の配当等の支払を受けるもの	都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における株式等譲渡所得又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受けるもの
③課税標準	一定の上場株式等の配当等	源泉徴収口座における株式等譲渡所得等
④税率	5 % （平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は3 %）	5 % （平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は3 %）
⑤徴収方法等	特別徴収の方法により徴収（「源泉徴収」） 都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払をする株式会社等が徴収し、特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入	特別徴収の方法により徴収（「源泉徴収」） 都道府県内に住所を有する者が源泉徴収口座を開設した証券会社が徴収し、源泉徴収口座における株式等譲渡所得が生じたその年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	申告があった場合には所得割で課税（配当割額及び株式等譲渡所得割額を所得割額から控除）	
⑦交付金	配当割収入額及び株式等譲渡所得割収入額から徴税费相当額を控除した後の金額の一定割合（100分の68。ただし、今後5年間は2／3）を市町村へ交付 各市町村へは、個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分	
⑧施行時期	平成16年1月	